

吸収合併に関する事後開示書面

2022年8月30日

シリウスビジョン株式会社

2022年8月30日

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第801条及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

シリウスビジョン株式会社
代表取締役社長 辻谷 潤一

当社は、2022年8月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、VOSTEC株式会社（以下「VOSTEC」といいます。）を吸収合併消滅会社として行った吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の定めに従い、次のとおり本吸収合併に係る事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 合併契約が効力を生じた日

2022年8月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収合併をやめることの請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本吸収合併は、会社法第784条第1項の規定に基づく略式合併であり、VOSTECの株主は特別支配会社である当社のみであるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

VOSTECは、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

VOSTECは、会社法第789条の規定により、2022年6月24日付の官報において公告するとともに、2022年6月20日付で知れたる債権者に対して個別の催告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

当社は、会社法第797条第3項及び第4項の規定により、2022年6月24日付の電子公告において、本吸収合併をする旨及び吸収合併消滅会社であるVOSTECの商号及び住所を公告しましたが、本吸収合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、株式

買取請求についての該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2022 年 6 月 24 日付の官報において公告するとともに、同日付の電子公告において、債権者に対し本吸収合併に対する異議申述の催告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申出はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日をもって、VOSTEC の資産、負債及びその他権利義務の一切を承継しました。VOSTEC から引き継いだ資産及び負債の額は、それぞれ 129,111,550 円（概算値）、117,596,558 円（概算値）です。

5. 吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6. 変更登記日

2022 年 8 月 30 日

7. 各号に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上

別紙

吸収合併に関する事前開示書面

2022年6月24日

VOSTEC 株式会社

2022年6月24日

VOSTEC 株式会社
代表取締役社長 石村 俊彦

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併消滅会社／会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

当社は、2022年6月9日付けでシリウスビジョン株式会社（以下「SV」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2022年8月1日を効力発生日として、SVを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うこととしました。本吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項
本吸収合併は完全親子会社間の合併であるため、合併対価の交付はありません。
3. 合併対価について参考となるべき事項
本吸収合併に際し、合併対価の交付を行わないため、該当事項はありません。
4. 新株予約権の対価の定めに関する事項
当社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。
5. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等
吸収合併存続会社は、有価証券報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。
 - (2) 最終事業年度後の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

6. 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項
本吸収合併の効力発生後のSVの資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後のSVの収益状況及びキャッシュフローの状況について、SVの債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。従いまして、本吸収合併の効力発生後におけるSVの債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

別紙 1
吸収合併契約の内容

次頁以降に添付のとおり

吸収合併契約書

シリウスビジョン株式会社（以下「甲」という。）とVOSTEC株式会社（以下「乙」という。）とは、両者の合併に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

- 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。
- 本合併にかかる吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。
 - 吸収合併存続会社
商号 シリウスビジョン株式会社
住所 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目4番地17
 - 吸収合併消滅会社
商号 VOSTEC株式会社
住所 大阪府堺市堺区石津北町9番1号

第2条（本合併に際して交付する株式数及び割当てに関する事項）

甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際し、株式の発行・割当て、金銭等の対価の交付を行わない。

第3条（資本金及び準備金に関する事項）

甲は、本合併に際し、資本金及び準備金を増加しない。

第4条（本合併の効力発生日）

本合併の効力発生日は、2022年8月1日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第5条（株主総会の承認、簡易合併、略式合併）

- 甲は、会社法796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
- 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

第6条（権利義務の承継）

乙は、その所有する一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引き継ぎ、甲は、これを承継する。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産を管理するものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを実行する。

第8条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結の日から本合併の効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により、甲又は乙いずれかの資産状態もしくは経営状態に重大な変更が生じたとき、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙が協議し合意の上、本合併の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙が協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲は原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2022年6月9日

甲 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目4番地17
シリウスビジョン株式会社
代表取締役社長 辻谷 潤一



乙 大阪府堺市堺区石津北町9番1号
VOSTEC株式会社
代表取締役社長 石村 俊彦

